

短期入所生活介護（ショートステイ）サービス重要事項説明書

当施設は、ご利用者に対して、指定短期入所生活介護（ショートステイ）サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

目 次

- 1 事業者（施設経営法人）
- 2 ご利用施設（事業所）の概要
- 3 職員の配置状況、勤務体制
- 4 当施設が提供するサービスと利用料金
- 5 緊急時・事故発生時の対応
- 6 当施設の苦情の受付
- 7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

社会福祉法人 乙の国福祉会
特別養護老人ホーム 旭が丘ホーム
短期入所生活介護（ショートステイ）事業所

当施設（事業所）は介護保険の指定を受けています。
(指定事業者番号 京都府 第 73000051 号)

当事業者（法人）は次の事業も行っています

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
通所介護（デイサービス）

重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 乙の国福祉会
- (2) 法人所在地 京都府長岡京市井ノ内朝日寺23番
- (3) 代表者名 理事長 田村 啓子
- (4) 電話番号 075-955-9000
- (5) FAX番号 075-955-4232
- (6) 設立年月日 昭和60年10月1日

2 ご利用施設(事業所)の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護 平成12年4月1日指定
(京都府第7300051号)
- (2) 事業の目的 当事業所は、指定短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師及び介護職員等が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。
- (3) 施設(事業所)の名称 旭が丘ホームショートステイ
- (4) 施設(事業所)の所在地 京都府長岡京市井ノ内朝日寺23番
- (5) 施設長・管理者 川 勝彦
- (6) 電話番号 (075)955-9000
- (7) FAX番号 (075)955-4232
- (8) 施設の運営方針
 - 1 事業所の短期入所生活介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その能力に応じて自立した生活介護を営むことができるよう、施設において入浴、食事の提供、機能訓練等を行い、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。
- (9) 施設の開設年月 昭和61年5月1日
- (10) 営業日 年中無休
- (11) 利用定員 20名
- (12) 送迎時間 入所 午前10時～ 退所 午後5時～
- (13) 敷地及び建物 構造：鉄筋コンクリート造・2階建(地下1階)
延床面積：3019.65㎡
- (14) 個室等の概要
 - 個室：2室
 - 4人部屋：5室
 - 食堂：1室
 - 浴室：一般浴槽・特殊浴槽
 - 医務室：1室

3 職員の体制

(1) 主な職員の配置状況

(平成27年4月1日現在)

		医師		生活相談員		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
特別養護老人ホーム	常勤(人)			1	1	1	2	2	4
	非常勤(人)		5			0	3	1	2
短期入所生活介護	常勤(人)				1		2	5	
	非常勤(人)		5				3		
		管理栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
特別養護老人ホーム	常勤(人)		1				1		
	非常勤(人)				1				
短期入所生活介護	常勤(人)		1				1		
	非常勤(人)				1				

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 日
施設長(管理者)	日 勤 (9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0)	4 週 8 休 祝祭日
生活相談員	日 勤 (9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0)	4 週 8 休
介護職員	早 出 (7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0)	4 週 8 休
	日 勤 (9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0)	
	遅 出 (9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0)	
	遅々出 (1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0)	
	夜 勤 (1 6 : 3 0 ~ 9 : 3 0)	
看護職員		4 週 8 休
栄養士		4 週 8 休
医師	内科 毎週 月・水・金 14:00~16:00	

4 当施設が提供するサービスの概要と利用料

(平成27年4月1日現在)

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (契約書第5条参照)

種 類	内 容	利 用 料
食事の介助	(管理) 栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体の状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。	介護報酬告示上の額 (処遇加算を含む) 多床室
	食事は、離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30 ~ 昼食 12:00 ~ 夕食 17:45 ~	要介護1 713円 要介護2 787円 要介護3 861円 要介護4 934円 要介護5 1,006円
入浴の介助	入浴又は清拭を週2回行います。 座位の取れない方は、特殊浴槽を使用しての入浴ができます。	個室
		要介護1 641円 要介護2 713円 要介護3 788円 要介護4 861円 要介護5 932円
排泄の介助	ご利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。	(1日あたり) 送迎費 202円 (片道につき)

着替え等	<p>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</p> <p>生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</p> <p>個人としての尊厳に配慮し、快適な生活が送れるよう、適切な整容を行う援助をします。</p> <p>ご利用者の心身の状況に応じて、生活機能の維持・改善に努めます。</p>	
------	--	--

(2) 利用料金の金額をご契約者にご負担いただく場合（契約書第6条参照）

種類	内容	利用料
入退所の送迎サービス	当施設の事業実施区域外の方で、送迎を希望される場合	2km～ 5km未満 500円 5km～10km未満 1,000円 10km以上 1,500円
利用時間の延長について	緊急時やむを得ない事由があると認められた場合といたします。 (退所時間 18:30) 夕食費として、520円が含まれております。	延長料 施設送迎 2,020円 家族送迎 1,270円
予約のキャンセルについて	やむを得ない理由がある場合を除き、利用開始日にキャンセルされた場合はキャンセル料金をいただきます。	キャンセル料 580円
食事費	ご利用者に提供する食材料・調理費の費用です。 <朝食 380円、昼食 580円(おやつ代含む)、夕食 520円>	1日あたり 1,480円
居住費	多床室 (4人部屋) 370円 個室 1,150円 光熱水費相当分を部屋代としています。	1日あたり 多床室 370円 個室 1,150円
嗜好品代	お酒、タバコ、利用者が希望される飲み物	実費

(教養娯楽施設の利用、レクリエーション行事、日常生活上必要となる諸費用)

5 緊急時・事故発生時の対応

緊急を要する場合で医師不在時は、速やかに緊急車両を要請するなどして受診し、当該入所者の家族等、市町村に対して連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故の発生した場合は、その損害賠償について、理事会などしかるべき会で検討し、必要があれば賠償します。

6 当施設の苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、下記の窓口でお受け致します。

苦情受付窓口	担当者	生活相談員	堂東 若菜
受付時間	年中無休	午前 9時	～ 午後 6時
電話番号	(075) 955-9000	FAX番号	(075) 955-4232

※ 当事業所以外に、各居宅介護支援事業所、各行政区の介護保険課・国民健康保険団体連合会でも苦情を受け付けています。

(1) 苦情解決責任者 : 特別養護老人ホーム 施設長 川 勝彦

(2) 第三者委員

- ① 社会福祉法人乙の国福社会評議員 野村 治之 氏
長岡京市井ノ内北内畑 2-2 075-951-0645
- ② 社会福祉法人乙の国福社会評議員 余語 光子 氏
長岡京市今里 3 丁目 16-1 075-954-4545

(3) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告致します。第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を報告します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

④ 福祉サービス運営適正化委員会の紹介

(または、介護保険事業所や国民健康保険団体連合会、市町村の紹介)

本事業所で解決できない苦情は、京都府社会福祉協議会内に設置された、京都府福祉サービス運営適正化委員会事務局に申し出ることが出来ます。

- ・京都府福祉サービス運営適正化委員会 (075-252-2152)
- ・国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 (075-354-9090)
- ・長岡京市役所 高齢介護課 (代表 075-951-2121)
- ・向日市役所 高齢介護課 (代表 075-931-1111)
- ・大山崎町役場 高齢介護係 (代表 075-956-2101)

7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

(1) ご利用の申し込み(予約)について

ご利用の日程がお決まりになりましたら、ケアプランの作成を担当された介護支援専門員(ケアマネージャー)にご依頼下さい。旭が丘ホームへは、ケアマネージャーを通してのお申し込みとなります。ご家族・ご本人からの直接のお申し込み(予約)は、当ホームでは受け付けておりませんのでご注意ください。

(2) キャンセルについて

ご予約をキャンセルされたい場合は、ご予約をされた利用開始日の前日までにお申し込み時と同様にケアマネージャーの方へご連絡下さい。利用開始日当日にキャンセルをされた場合、1回につき580円のキャンセル料をいただきます。ただし、健康上の理由等当事業所がやむを得ない理由と判断した場合はキャンセル料はいただきません。

なおケアマネージャーとの連絡が取れない場合は、直接旭が丘ホームへご連絡下さい。

(3) 利用期間中の受診について

ご利用期間中に病院への受診が必要となった場合は、ご家族に連絡したうえで、検討させていただきます。緊急時にご家族に連絡が取れないのために、必ず緊急連絡先（確実に連絡が取れる連絡先）をお知らせ下さい。

病院への送迎は当ホームで行います。その後病院での手続き・付き添い等はご家族にてしていただきますようお願い致します。付き添われる方がおられない場合は、別途料金にて当施設の職員が付き添い致します。（1時間 1,500円）なお、緊急時にどうしても連絡が取れない場合は、施設の判断で受診していただくことがあります。

(4) 外出（買い物・ドライブ）

- ・ 毎月第1・3木曜日の午前中に、近くのスーパーマーケット（イズミヤ長岡店）へ昼食を兼ねて買い物へ出掛けております。ご希望の方はお申し出下さい。ただし、施設入所者の方も行かれますので、人数に制限があります。事前にご確認下さい。なお、必要金額は購入される量により異なります。
- ・ レクリエーションの一環としてドライブへ出掛けることがあります。又、途中で喫茶店などに立ち寄ることもありますが、このときの費用は実費にてお願い致します。

個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人乙の国福祉会（以下、「法人」という）は、ご利用者様等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有するご利用者様等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、ご本人様の同意を得ることとします。
- ③ 当法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のために、当法人において規程を整備し安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除への対応

当法人はご本人様が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、こちら（個人情報相談窓口 担当 事務室 大西 ・ 生活相談員 堂東）
TEL 075-955-9000）までお問い合わせください。

4. 苦情の処理

当法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ敏速な処理に努めます。

個人情報の利用目的

社会福祉法人 乙の国福社会では、個人情報保護法及びご利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここにご利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【ご利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的
 - ① 施設がご利用者様等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該ご利用者様の介護・医療サービスの向上
2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 施設がご利用者様等に提供する介護サービスのうち
 - ・ その他の業務委託
 - ・ ご利用者様の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ ご家族様等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】※次ページにて詳細説明

1. 施設内部での利用に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等
 - ・ インターネット上での行事写真などの掲載（ホームページ・SNS など）
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめご利用者様本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

社会福祉法人 乙の国福社会
理事長 田村 啓子
介護老人福祉施設 旭が丘ホーム
施設長 川 勝彦

1. 施設内に掲示させていただいているもの

- ① 誕生日の掲示（名前・誕生日・年齢）・長寿番付
- ② 行事・レクリエーションでの写真や作品の掲示
- ③ ご利用者様の紹介写真（氏名・年齢）
- ④ ホームたより（行事レクリエーション活動の写真・年齢・名前）
- ⑤ 居室前に掲示するご利用者様の顔写真とお名前・居室担当者の顔写真
- ⑥ 廊下等に掲示している居室表
- ⑦ ベッドにご利用者様の名札の掲示

2. 家族に送付させていただいているもの

- ① ホームたより（行事レクリエーション活動の写真・名前・年齢）
- ② 長寿番付

3. インターネット上に掲載させていただいているもの

- ① ホームページでのホームたよりの掲載（行事レクリエーション活動の写真）
- ② SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への行事レクリエーション活動等の写真掲載
※SNS掲載については、旭が丘ホーム公式のものに限る

4. 実習生に開示させていただいているもの

(ア)名前・年齢・生活歴などの情報

以上のもの使用させていただいておりますが、お問い合わせ・ご質問がございましたら、
（個人情報相談窓口 担当 事務室 大西 ・ 生活相談員 堂東）まで、ご一報ください。

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項、個人情報保護に対する基本方針・利用目的についての説明を行いました。

平成 年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム旭が丘ホーム ショートステイ
説明者 職名
氏名 印

1. 重要事項の短期入所生活介護サービスの提供、並びに介護保険給付対象外サービスの利用料金の負担についても説明を受け、希望するサービスの提供を受けた場合これを負担することについて

同意します。 同意しません。

2. 個人情報保護に対する基本方針・利用目的の説明を受け、本人および身元引受人、家族の個人情報を利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することについて

同意します。 同意しません。

写真等の使用について（施設内掲示・ホームたより・ホームページ（SNS含む）
カッコ内×をした項目のみ使用を拒否します。

利用者 住所
氏名 印

署名代行人 住所
氏名 印

利用者との関係